

## 掲示文書一覧(市長分)

令和8年2月18日

種別	番号	題名	主管課
公告	58	令和8年度姫路市こども・若者会議等企画・運營業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	こども総務課
公告	59	制限付一般競争入札について	生活援護室

**【 閲覧用 】**  
持ち帰り厳禁

令和 8 年 2 月 18 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 8 年度姫路市こども・若者会議等企画・運營業務委託に係る公  
募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和 8 年度姫路市こども・若者会議等企画・運營業務委託

(2) 業務の概要

令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法は、「こどもまんなか社会」を目指すための基本理念の一つとして「こどもの意見表明権及びその意見の尊重」を掲げており、地方公共団体に対しても、こども・若者に関する施策についてその意見を反映させることを求めている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、本市施策等についてこども・若者の意見を聴くことを通じて、こども・若者の現状やニーズを把握し、施策の実効性を向上させるとともに、こども・若者の意見表明権の認知度を向上させること及びこども・若者の自己肯定感や市政に対する関心を高めることにより、本市におけるこども・若者の幸福な生活（ウェルビーイング）の実現を目的とするものである。

(3) 履行場所

姫路市

(4) 業務期間

契約を締結した日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(5) 提案上限金額

1,222千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、令和8年度姫路市こども・若者会議等企画・運營業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

令和8年度姫路市こども・若者会議等企画・運營業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032227.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市こども未来局こども育成部こども総務課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2386

姫路市公告第 59 号

令和 8 年 2 月 18 日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札について

姫路市生活援護室診療報酬明細書点検及び健康管理支援業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により下記のとおり公告する。

### 記

#### 1 入札に付する事項

(1) 業務名

姫路市生活援護室診療報酬明細書点検及び健康管理支援業務

(2) 履行場所

第 4 号に定めるとおり

(3) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 業務内容

「令和 8 年度姫路市生活援護室診療報酬明細書点検及び健康管理支援業務委託仕様書」のとおり

(5) 最低制限価格

無

#### 2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者

- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により令和7年度の業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「点検業務」、「医療関係業務」又は「その他」に登録済みであり、かつ、次の全てに該当する者
- ア 法人格を有する者
  - イ 令和8年4月1日時点で、告示第408号第5項の規定により令和8年度の業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「点検業務」、「医療関係業務」又は「その他」に登録される予定の者
  - ウ 姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
- (4) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
- ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者
  - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 入札に参加しようとする者との関係が次のアからウまでのいずれにも該当しない者
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

(8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の実施に関する診療報酬明細書点検事業及び同法第55条の8第1項に規定する被保護者健康管理支援事業（これらの事業に類する事業を含む。）のそれぞれについて、公告の日から過去5年以内に、都道府県、指定都市、中核市又は後期高齢者医療制度に関する事務を処理する広域連合と同種の契約を複数締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者

(9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証」を取得している者

### 3 実施スケジュール（予定）

期日等	内容
令和8年2月18日（水）	制限付一般競争入札参加申込受付開始
同 年3月 4日（水）午後5時	制限付一般競争入札参加申込受付締切
同 年3月 6日（金）午後1時以後	制限付一般競争入札参加資格確認通知

	書発送
同 年 3 月 6 日 (金) 午後 1 時以後	質問受付開始
同 年 3 月 11 日 (水) 午前 11 時	質問受付締切
同 年 3 月 13 日 (金) 午後 1 時以後	質問回答
同 年 3 月 19 日 (木) 午前 10 時	入札
同 年 4 月 1 日 (水)	契約締結

#### 4 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び方法

期間	公告の日から令和 8 年 3 月 4 日 (水) 午後 5 時まで
方法	姫路市ホームページに掲載する。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032740.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032740.html</a> )

#### 5 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 本業務の制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び提出先に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出し、第 2 項に掲げる入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、様式第 1 号から第 5 号までには、必要事項を記入し、告示第 408 号第 4 項に規定する業者登録申請時（以下「業者登録申請時」という。）に届出の代表者印又は受任者使用印を押印すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第 1 号。以下「参加申込書」という。）

イ 誓約書（様式第 2 号）

ウ 第 2 項第 3 号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以後に取得したものの原本に限る。）。ただし、姫路市税の納税義務がない場合にあつては、姫路市税の納税証明書は不要とする。

エ 登記事項証明書（公告日から起算して 3 か月以内に発行したもの。写し可）  
ただし、履歴事項全部証明書に限る。

オ 関連企業申告書（様式第 3 号）

カ 業務実績調書（様式第 4 号）

キ 情報セキュリティに関する調書（様式第 5 号）

(2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び提出先

申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告の日から令和8年3月4日（水）午後5時まで（郵送の場合は必着とし、書留郵便等の配達記録が確認できるものによること。持参の場合の受付時間は、姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く日における午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
提出先	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市健康福祉局生活援護室医療担当（以下「生活援護室医療担当」という。）  （姫路市役所 本庁舎 本館 高層棟1階）

- (3) 本市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和8年3月6日（金）午後1時以後に参加申込書に記載のあった電子メールアドレス宛てに制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を送信する。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、市長に対し説明を求めることができる。その場合は、令和8年3月9日（月）午後4時までに、制限付一般競争入札参加資格の確認結果に対する理由請求書（様式第6号）に必要事項を記入し、ファイル名を参加希望者の商号又は名称に変更の上、添付ファイルとして確認通知書に記載のメールアドレスに電子メールで送信すること。電子メールの件名は「理由請求書 姫路市点検及び健康管理支援業務（参加希望者の商号又は名称）」とすること。また、生活援護室医療担当に電話連絡し、着信確認を行うこと。期日までに請求があった場合は、市長はこれに対し速やかに回答する。

なお、参加申込書に記載した電子メールアドレスから送信すること。

(6) 提出された書類等は、返却しない。

## 6 業務内容及び契約条項を示す期間及び方法

期間	公告の日から令和8年3月19日（木）午前10時まで
方法	姫路市ホームページに掲載する。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032740.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032740.html</a> )

## 7 質問及び回答

- (1) 第5項第1号の書類を提出し、入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加者」という。）からの質問に限る。
- (2) 仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、質問書（様式第7号）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、添付ファイルとして確認通知書に記載のメールアドレスに電子メールで送信すること。電子メールの件名は「質問書 姫路市点検及び健康管理支援業務（入札参加者の商号又は名称）」とすること。また、生活援護室医療担当に電話連絡し、着信確認を行うこと。

質問受付期間	令和8年3月6日（金）午後1時から同月11日（水）午前11時まで
回答の方法	令和8年3月13日（金）午後1時以後に、姫路市ホームページに掲載する。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032740.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032740.html</a> )

なお、参加申込書に記載した電子メールアドレスから送信すること。

- (3) 質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。また、質問者名は公表しない。
- (4) 質問及び回答は、姫路市ホームページに掲載する仕様書等の追加又は修正を行ったものとみなす。
- (5) 口頭での質問及び質問提出期限後の質問は一切受け付けない。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

日時	令和8年3月19日（木）午前10時
場所	姫路市役所 詳細については、確認通知書に記載する。

## 9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 10 入札に関する事項

### (1) 入札方法等

- ア 入札書（様式第8号）は、指定する様式を使用すること。
- イ 入札書及び封筒に業務名等の必要事項を記入し、封筒は封印すること。また、代理の場合は委任状（様式第9号）を入札書と同封すること。
- ウ 入札書には、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印すること。ただし、代理の場合は、代理人使用印を押印すること。
- エ 委任状には、必要事項を記入し、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印及び代理人使用印を押印すること。
- オ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。

### (2) 入札に関する条件等

- ア 入札及び開札には、必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- イ 入札書に記載する金額は、円単位とすること。
- ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。免税事業者にあつては、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の

端数は切り捨て。)とする。

エ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

### (3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

## 1 1 入札の辞退に関する事項

- (1) 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届（様式第10号）に、必要事項を記入し、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印の上、書面により生活援護室医療担当へ郵送（入札日前日に必着とし、書留郵便等の配達記録が確認できるものとする。）又は持参（受付時間は、姫路市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く日における午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。))で提出すること。参加辞退届を提出した後は、撤回することはできない。
- (2) 参加辞退届の提出がなく、入札開始時刻までに確認通知書に記載の入札場所に入室しなかった場合は、入札を辞退したものと見なす。この場合においては、開札後、参加辞退届を生活援護室医療担当に提出すること。

## 1 2 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加資格を認められた者がした入札、その他入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札

ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

オ 再度入札における入札金額が、直前の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札

- カ 入札書に記名押印のない入札
  - キ 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
  - ク 金額を訂正した入札
  - ケ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
  - コ 第10項第2号ア又はイに規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (2) 第2項第7号ア、イ又はウのいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

### 1.3 落札者の決定

- (1) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により本業務の契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときその他契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

### 1.4 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は2回とする。直前の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、当該再度入札に参加できる者が1者以下となる場合を除く。
- (2) 再度入札には、直前の入札において、入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

### 1.5 その他

- (1) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加希望者及び入札参加者の負

担とする。

- (2) 郵送で書類を提出する場合、郵便事故等についての異議申立て等は受け付けない。
- (3) 第3項に規定する実施スケジュールに変更がある場合は、本市の指示に従うこと。
- (4) 制限付一般競争入札参加申込書等の提出後においては、原則として制限付一般競争入札参加申込書等に記載された内容の変更を認めない。
- (5) 制限付一般競争入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、参加申込みを無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (6) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (7) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。
- (9) 予定価格は、非公表とする。
- (10) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (11) 契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (12) 入札の実施前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の実施を延期し、又は中止することができる。この場合において、参加希望者及び入札参加者に生じた損害は、当該参加希望者及び入札参加者の負担とする。
- (13) 本業務の契約は電子契約の対象外である。
- (14) 本業務は、令和8年度予算の成立を前提としているため、予算成立の事情により、契約を締結しないことがある。

## 1.6 入札に関する担当部署

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

生活援護室医療担当

電話番号 079-221-2322